

発議案第5号

ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書（案）

義足や人工関節を使用している方、内部障害のある方や難病患者、又は妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない方が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、平成24年に東京都が作成したヘルプマークについては、本県も今年5月から配布開始するなど、導入を検討・開始している自治体が増えている。

特に、昨年7月には、ヘルプマークが日本工業規格（JIS）として制定され、国としての統一的な規格となってからは、その流れが全国へと広がっている。

このヘルプマークについては、援助や配慮を必要としている方が所持・携帯していることはもちろんのこと、周囲でそのマークを見た人が理解していないと意味を持たないため、今後は、その意味を広く国民全体に周知し、思いやりのある行動をさらに進めていくことが重要となる。

しかしながら、国民全体における認知度は、いまだ低い状況にあり、公共交通機関へのヘルプマークの導入などの課題も浮き彫りになっている。

よって、国におかれては、心のバリアフリーであるヘルプマークのさらなる普及推進を図るため、下記の事項について取り組むことを強く要望する。

記

- 1 「心のバリアフリー推進事業」など、自治体が行うヘルプマークの普及や理解促進の取組みに対しての財政的な支援を今後も充実させること。
- 2 関係省庁のホームページや公共広告の活用など、国民へのさらなる情報提供や普及、理解促進を図ること。
- 3 鉄道事業者など自治体を越境している公共交通機関では、ヘルプマーク導入の連携が難しい状況にあるため、スムーズな導入が図られるよう国としての指針を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月12日

香 川 県 議 会